



ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部

231-0021 横浜市中区日本大通 18 番地 KRC ビル 8F

TEL: 045-651-4784 / FAX: 045-641-4330

文書名: 認証登録手数料規程

文書番号: JISS05 Rev. 6.0

発行日: 2019/5/20

目 次

1. 適用範囲.....	5
2. 認証登録手数料.....	5
2.1 工場審査料.....	5
2.2 製品抜取り料(工場審査又は製品試験とは独立して単独に行う場合).....	5
2.3 申請者試験所評価料(該当する場合).....	5
2.4 工場試験立会料(該当する場合).....	5
2.5 外部試験所での製品試験料(該当する場合).....	5
2.6 管理料.....	5
2.7 初回認証登録料・認証維持登録料.....	6
2.8 認証維持料.....	6
2.9 認証書再発行料(該当する場合).....	6
2.10 移動出張料(該当する場合).....	6
2.11 交通費.....	6
2.12 宿泊費(該当する場合).....	6
2.13 消費税.....	7
付表 1. 複数工場・複数製品規格番号の場合の審査費用増加係数 (K2).....	7
付表 2. 工場審査、試験所審査工数算出方法.....	8

改訂記録

改訂番号 日付	頁	改訂内容	作成者	承認者
0.0 19 Jan, 2007	全頁	社名変更に伴い、BVQI Japan Co., Ltd.で規定した JISS05 Rev. 1.1 を承継し、新たに制定した。	Yoji NAKAI	Daniel OLIVA
0.1 2011/6/30	全頁	ヘッダーとフッター修正、表紙から神戸事務所を削除し社名を日本語へ、フォント修正 別ファイルだった付表 1 を同一ファイルへ統合。	杉村 彰則	景井 和彦 2011/6/30
1.0 2011/12/6	全頁	1. 支払い条件の参照先文書を修正。 2.6 「管理料」追加。 2.7 「認証登録料」の内容変更。 2.9 「移動拘束費」を「出張移動料」へ変更、内容見直し。 2.1 「交通費」へ(注意)追記。 1 「宿泊費」へ(注意)追記。 2.1 2	景井 和彦	水城 学 2011/12/6
2.0 2012/1/18	目次	2.3 タイトル追加。 2.4 誤字修正。 2.1 地域によって新たに金額を設定。 0	景井 和彦	水城 学 2012/1/18
2.1 2014/7/31	3	1. 「認証維持審査契約書」を追加。 2.1 「2 段階の現地審査・・・」を削除。 2.2 「認証維持審査契約書」を追加。	染谷 美枝	中川 将征 2014/7/31
3.0 2017/8/28	1	本社移転に伴う住所の変更 レイアウト改善	内田 佳詠	佐藤 賢也 2017/8/28
3.1 2019/1/1	付表 2	工数算出方法を明文化	小川 順子	佐藤 賢也 2019/1/1
4.0 2019/3/28	付表 2	付表 2. 工場審査、試験所審査工数算出方法 「上記の他、工場の規模、工程、部品数、複雑さ等の事情により、適切な工場審査の遂行に工数不足が懸念される場合は、工数の増加を行う。」を追加。	小川 順子	佐藤 賢也 2019/3/28

改訂番号 日付	頁	改訂内容	作成者	承認者
5.0 2019/4/18		<p>2.2 製品抜取り料(工場審査又は製品試験とは独立して単独に行う場合) 「製品試験が不合格の場合の、再試験もこれに含まれる。」を追加。</p> <p>付表 2. 工場審査、試験所審査工数算出方法 工場審査表中の工数を変更</p> <p>「上記の他、工場の規模、工程、部品数、複雑さ等の事情により、適切な工場審査の遂行に工数不足が懸念される場合は、工数の増加を行う。」を追加。</p>	小川 順子	佐藤 賢也
6.0 2019/5/20		<p>改訂番号 5.0 の改訂内容を追記。</p> <p>2.1 工場審査料 書面審査費用について追記。</p> <p>2.3 申請者試験所評価料 → 試験所評価料 書面審査費用について追記。 基本工数の参照を追加。</p> <p>付表 2. 工場審査、試験所審査工数算出方法 試験所審査表中の工数を変更</p> <p>K1=0.5, K2=5.0 のときの係数を、2.0→2.5 に誤記修正。</p>	佐藤 賢也	景井 和彦

1. 適用範囲

- 本手数料規程は、ビューローベリタスジャパン株式会社(以下、BV という。)が、登録認証機関として、JIS マーク表示製品の製品認証をする場合に適用する。
- JIS 製品の認証費用は下記の合計とし、支払い条件等については、「初回工場審査及び初回製品試験契約書」又は「認証維持審査契約書」、及び「認証契約書」に定めるものとする。

2. 認証登録手数料

2.1 工場審査料

- 初回工場審査又は定期の認証維持工場審査のための BV の事務所での書面審査、及び申請者の工場又は事業所における工場審査のための費用。
- 金額: $540,000 \text{ 円} \times K1 \times K2 + 67,500 \text{ 円}(0.5 \text{ 人} \cdot \text{日}: \text{書面審査費用})$
ただし、
K1: JIS Q 9001(ISO 9001)の認証取得有無に係わる低減率。
JIS Q 9001(ISO 9001)の審査結果が活用できる場合は、 $K1=0.5$ 。
その他の場合は、 $K1=1.0$ 。
K2: 同一審査において、工場・事業所又は製品数が複数ある場合の係数。
K2 の値は、付表 1 に示す。

2.2 製品抜取り料(工場審査又は製品試験とは独立して単独に行う場合)

- 初回製品試験用又は認証維持製品試験用(臨時の認証維持製品試験を含む。)の製品の抜取り(サンプリング)に係わる審査員の費用。製品試験が不合格の場合の、再試験もこれに含まれる。
- 製品の抜取り方法は、「初回工場審査及び初回製品試験契約書」又は「認証維持審査契約書」締結前に合意しておくものとする。
- 金額: $20,000 \text{ 円} / \text{時間} \times \text{製品抜取り時間}$ (旅費・交通費は別途)

2.3 試験所評価料(該当する場合)

- ISO/IEC 17025 未認定の試験所を評価する場合の試験所評価費用。
- 金額: $\text{基本工数} \times 135,000 \text{ 円} / \text{人} \cdot \text{日} + 67,500 \text{ 円}(0.5 \text{ 人} \cdot \text{日}: \text{書面審査費用})$
基本工数は付表 2 による。
- 旅費・交通費は別途

2.4 工場試験立会料(該当する場合)

- 申請者の試験所で初回製品試験又は認証維持製品試験(臨時の認証維持製品試験を含む。)を行う場合の審査員の立会費用。
- 金額: $20,000 \text{ 円} / \text{時間} \times \text{試験立会時間}$ (旅費・交通費は別途)

2.5 外部試験所での製品試験料(該当する場合)

- 初回製品試験又は認証維持製品試験(臨時の認証維持製品試験を含む。)を外部の試験所で行う場合の試験費用。
- 金額: 外部の試験所からの請求金額を基に別途見積。

2.6 管理料

- 認証登録機関として、現地審査以外の管理運営費用(認証管理・審査員配員を含む)諸支援業務

等の費用)、審査認証プロセスの審査関連費用。

- 金額: 70,000 円/契約

2.7 初回認証登録料・認証維持登録料

- 初回の認証の登録又は認証維持登録、「認証書」の発行、及び認証の公表に係わる費用。
- 金額: 100,000 円/契約

2.8 認証維持料

- 臨時の認証維持審査の必要性を監視するための費用。
- 金額:
 - ISO 9001 の認証取得済み組織の場合: 70,000 円/年 × K2
 - ISO 9001 の認証未取得組織の場合:
 - 100,000 円/3年 + 70,000 円/年 × K2
 - (K2=製品 JIS 規格数と工場数による係数。付表 1 参照。)

2.9 認証書再発行料(該当する場合)

- 認証書を再発行する場合の費用
- 金額: 10,000 円/認証書 1 枚

2.10 移動出張料(該当する場合)

- 審査を日本国外で行う場合の出張に係る費用。

アジア	金額: 50,000 円
ヨーロッパ	金額: 60,000 円
北米	金額: 60,000 円
南米	金額: 70,000 円

2.11 交通費

- 最寄りの BV の事務所(横浜又は神戸)から審査先又は試験所までの合理的経路による往復交通費。
- 金額: 実費。

(注意)

- BV 起点(【横浜】日本大通り、又は【神戸】三ノ宮から審査サイトまで何れか近い方)から、審査サイト最寄り駅までの標準的な金額並びに審査先最寄り駅から審査サイトまでの交通費(バス、タクシー代等該当する場合)を別途請求。
- 宿泊を伴う場合の宿泊先から審査先までの交通費は別途実費請求。

2.12 宿泊費(該当する場合)

- 審査又は製品試験のためのホテル宿泊費(必要時)
- 金額: 実費

(注意)

- 宿泊が発生する場合は、BV 特定地域(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、京都府、兵庫県(但馬・丹波・西播磨を除く)以外の審査については、費用は別途実費請求。

2.13 消費税

2.1～2.10 項には消費税が含まれていないため、別途消費税を請求。

付表 1. 複数工場・複数製品規格番号の場合の審査費用増加係数 (K2)

① 同一の品質保証体制の下で、製造工程(装置)が異なる複数の製品を製造している場合

- 例 1. バルブ製造会社: 同一工場で青銅弁と鋳鉄弁を製造
 2. 非鉄金属精錬会社: 同一工場で、鉛・亜鉛・Cd 地金を精錬

増加係数 = 工場数 N_p の平方根 x 製品規格数 N_s
 (ただし、小数点以下第1位は 0.5 刻みで切上げ)

増加係数の計算例

		製品規格数 N_s				
		1	2	3	4	5
工場数 N_p	1	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
	2	1.5	3.0	4.5	6.0	7.5
	3	2.0	3.5	5.5	7.0	9.0
	4	2.0	4.0	6.0	8.0	10.0
	5	2.5	4.5	7.0	9.0	11.5

② 同一の品質保証体制の工場で、1つの製造装置で複数の製品を製造している場合

例、製油所: 品質保証体制が共通の複数の工場で、ガソリン、灯油、軽油等を製造

増加係数 = 工場数 N_p の平方根 x 製品規格数 N_s の平方根
 (ただし、小数点以下第1位は 0.5 刻みで切上げ)

増加係数の計算例

		製品規格数 N_s				
		1	2	3	4	5
工場数 N_p	1	1.0	1.5	2.0	2.0	2.5
	2	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5
	3	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
	4	2.0	3.0	3.5	4.0	4.5
	5	2.5	3.5	4.0	4.5	5.0

付表 2. 工場審査、試験所審査工数算出方法

- 工場審査の工数は、以下の通りとする。

		K2 (製品 JIS 規格数と工場数による係数)				
		1.0 or 1.5	2.0 or 2.5	3.0 or 3.5	4.0 or 4.5	5.0
K1	0.5 (9001 あり)	1.5	1.5	2.0	2.0	2.5
	1.0 (9001 なし)	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5

- 試験所審査の工数は、以下の通りとする。

	申請者試験所	第三者試験所		
		17025 認定あり (全分野)	17025 認定あり (一部分野)	17025 認定なし
基本工数	1.5	0	1.0~1.5	1.5 以上

- 上記基本工数に対して、下記の増減要因を考慮して、決定する。
 - ◇ 規格の改訂
 - ◇ マネジメントを含む要員の変更
 - ◇ 試験設備の更新
 - ◇ その他、試験所能力に影響を与える可能性のある要因

上記の他、工場の規模、工程、部品数、複雑さ等の事情により、適切な工場審査の遂行に工数不足が懸念される場合は、工数の増加を行う。